

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例に関する明細書

事業年度		:	:	法人名								
欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表一「1」)	1	円	所得限度額 (別表七(二)付表一「1」-「2」)	2	円	各通算法人の所得限度額の合計額 (別表十八(一)付表二「1」)	3	円				
投資額残額の計算												
投資額の累計額	4	円	投資額残額 (4) - (5)	5	円		6	円				
前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 (前期以前の(7)の合計額)	5		当期に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (34の計)	6			7					
特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の計算												
特定超過控除対象額の計算												
特例10年内事業年度	特例対象特定欠損金額に係る控除未済額 (別表七(二)付表一「4」)	8	特例の適用がない場合の当期控除額 (別表七(二)付表一「4」と別表七(二)付表一「12」×「13」のうち少ない金額)	9	(8)のうち超過控除可能額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (6) - (当該特例10年内事業年度前の(34))	10	損金算入限度超過額 (((2) - 当該特例10年内事業年度前の(35))と当該特例10年内事業年度の別表七(二)付表一「11」- (9)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	11	特定超過控除対象額 (10)、(11)と(12)のうち少ない金額)	12	円
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・											
・	・											
非特定超過控除対象額の計算												
特例10年内事業年度	各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表七(二)付表一「15」)	14	特例の適用がない場合の計算 非特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」) - (別表十八(一)付表一「2」+「3」) (14) (1を超える場合は1) (マイナスの場合又は(14) = 0の場合は0)	15	損金算入限度額 (14) × (15)	(14)のうち超過控除可能額 (14) - (16)	16	投資額残額 (6) - (当該特例10年内事業年度前の(34) + 当該特例10年内事業年度の(13))	17	各通算法人の投資額残額の合計額 (別表十八(一)付表二「2」)	18	円
・	・	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・											
・	・											
非特定超過控除対象額の計算												
特例10年内事業年度	既算出超過控除対象額 (13) + (当該特例10年内事業年度前の(35))	20	各通算法人の既算出超過控除対象額の合計額 (別表十八(一)付表二「3」)	21	調整所得限度総額 (3) - (21)	非特定欠損控除前所得金額 (1) - (別表七(二)付表一「6」+「9」)	22	各通算法人の非特定欠損控除前所得金額の合計額 (別表十八(一)付表二「4」)	23	所得基準額 (22)と(24)のうち少ない金額)	24	円
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・											
・	・											
非特定超過控除対象額の計算												
特例10年内事業年度	配賦前非特定超過控除対象額 (17)、(19)と(25)のうち少ない金額)	26	特例の適用がない場合の計算 既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」-「6」-「9」) (マイナスの場合は0)	27	非特定欠損金控除額 (16) × $\frac{(27)}{\text{別表十八(一)付表二「5」}}$ (別表十八(一)付表二「5」=0の場合は0)	調整非特定欠損控除前所得金額 (23) - (28) (マイナスの場合は0)	28	各通算法人の調整非特定欠損控除前所得金額の合計額 (別表十八(一)付表二「6」)	29	配賦割合 $\frac{(29)}{(30)}$ (30) = 0の場合は0)	30	円
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・											
・	・											
非特定超過控除対象額の計算												
特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算 非特定超過控除対象額 (26) × (31)	32	配賦前非特定超過控除対象額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (26) × $\frac{(18)}{(19)}$	33	特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (13) + (33)	特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額 (13) + (32)	34	修正申告である場合 配賦投資額 (当初申告の(33) - (32)) (マイナスの場合は0)	35	被配賦投資額 (当初申告の(32) - (33)) (マイナスの場合は0)	36	円
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・											
・	・											
計												
計												

別表七(二)付表五 令四・四・一以後終了事業年度分